

菱竿検地史料の所見

後藤重巳

私はかつて、本紀要旧号において、「藩政成立期に於ける二三の問題について―豊後岡藩中川氏の事例を中心として―と題する小論を試み、一応それなりの評価を得た。¹⁾

その小論では、中川氏が、文祿三年に豊後岡に入封するに際して展開される在地勢力との確執の問題にはじまり、初期検地、法令制定、機構整備などの展開過程について問題を整理し、一七世紀中葉の慶安・承応期をもって、藩体制を整え終る時期であり、と同時に、早くも初期藩経済が、困窮期を迎える時期であるとした。

後代、「岡藩中興の祖」と呼称される三代藩主中川久清が、藩主に就任するのは、承応二年（一六五三）五月であり、彼が、その子久恒に家督を譲ったのは、寛文六年（一六六六）のことであるから、久清の治世は僅か一三年間にしか過ぎなかった。

歴代藩主の評価を、何の基準をもって「英主」とし、如何なる事蹟をもって、「中興の祖」とするかについては、判断の分るところであろう。従って、久清をもってこれまで通り「中興の祖」と呼称するには、問題もあろうが、それはしばらく置くとしても、一三年間の彼の藩主在任中の施策には、見るべきものが少なくない。

久清は、藩主就任の翌年承応三年七月、老職以下、諸奉行・町奉行

にいたるまで、藩政の中核機構にある諸役人のそれぞれの職分に係わる条目を制定發布した。具体的には、老職（家老）に対する独断専行を禁止し、重事は諸役の合議によることなど五か条、郡奉行には一四か条で、年貢の定免制の徹底、それに関する帳簿の整備ほか、勘定奉行には「町奉行裁判条々」として、町政支配の基本姿勢について、それぞれ定めた。

更に、三年後の明暦三年には、六九か条に及ぶ内容の「郷中法度」が制定された。その間の、明暦二年正月に着手されたのが、問題の検地である。

承応三年の久清の諸施策は、いずれをとっても成立期藩政にとつて不可欠なものではあったが、なかでも、郡奉行池田甚左衛門の職分に關する一四か条は注目されよう。

その第一条には「両郡田畠免相定之事」として、領内諸村の田地を検案し、「定免に定め直し申すべき事」を申し渡している。

近世期における租税の「定免制」は、幕府の享保改革において、本格的に取り入れられるが、久清の施策では、これを早くも採用し、「定免に定置可申」とし「其上にて不請村は、内検」を行なうこととし、このための「内検の仕様」は、別に定め置くというものである。

このほか、郡奉行の「郡宰」としての職務は、藩経済を支える年貢の安定的な収納を図ることを重点とし、

右、条数の外、両郡在々の儀、万事相はからひ、宜敷様可申付候、一分に決定難成所は、奉行に相談可仕候、在城の時分事、直に窺可申候。

と見え、地方支配に、並々ならぬ態度を示していることが知られる。岡藩における「菱竿検地」にかかわる直接的史料は極めて少なく、旧領内の各地には、元文期の「菱竿帳」は散見している。

こうした点から考えると、万治の「菱竿検地」がどこまで徹底していたかについては、若干の疑念もないではないが、ここでは、明らかに一点の「菱竿検地帳」を中心に、一七世紀中葉期の外様藩年貢収納についてみることにする。

二

岡藩における初期の藩政改革は、三代久清の時代に展開される。

久清の施策に関しては、承応三年の職制改革、明暦二年の「郷中法度」の発令などがあげられるが、なかでも明暦二年の検地施策は注目されよう。すなわち、明暦二年一月の史料によると、「一、月欠。御領内検地仰せ出さる」と見え、「古状留二月二十八日の書翰」によると、然者、ここもと先月より在々御竿打申候に付、百姓一円手透を得不申。今に耕作の用意不任候由に御座候。其上、端々は立退き申す者も御座候様に風聞承候処、菅野五右衛門・池田甚左衛門、先づ当時御竿を指延申儀、尤の儀に、私共も奉存候。

なる記事が見えている。

右、史料の大意は、「当地では先月（明暦二年一月）から、検地作業を実施しており、そのために、百姓にはひまがなく、耕作の準備さえ出来兼ねる状況である。その上、周辺の村々では、この検地を理由に、離散する百姓もあるとかの風聞も流れている。それについて菅野・池田の両郡奉行は、今回の検地作業を延期したらどうかとの意向である

が、私どもも、この意見に賛同したい」というものであった。藩主久清は、この時点、参勤交代のために江戸にあり、城代家老が藩政をとりしきっており、在京中の久清の元に、国元の状況を報告したのが、右の書翰であった。

検地は、新田畑の開発の結果生じる村高の増加や、「隠田」の摘発による田畑の不正所有の実態調査などに目的があり、藩側と農民側との利害は、完全に対立するものである。従って、各藩の各時代の検地施行に際しては、多くの場合、確執を生ずるのが一般であった。

右の史料にいう「端々は、立退き申者も御座候様に風聞承候」つまり、検地施策に反対して、村をすてて「逃散」する百姓があるという風聞があったとしても、疑念をいだき得ない。

こうした世上の動きに対して、若干の危惧の念を抱いた在城執行部の意見に対して、久清は、三月十三日、江戸から、「この検地作業は予定どおり進めよ。ついては、上島太郎左衛門を新たに検地奉行に加えて、作業の完成を期す様に」と指示し、この作業の完遂に、並々ならぬ決心を持っていたことを伺わせる。

この検地作業が推進される過程で、岡藩内では、まことに奇妙な事件が起っている。いわゆる「烏犀円調合騒動」である。この騒動は、明暦の検地政策に起因する農民側の反発行動と解されなくもない。

史料によると、明暦二年十二月の記事に、

烏犀円御調合に付、御領内在々より狐の肝、差し納むる様仰せ付けらるる処、十七八日の頃、郷中虚説申触し、百姓男女大勢、他領へ逃散る。

なる記述が見えている。付録記事によると、烏犀円なる薬の調査計画によつて、狐が反発し、領内十二・三才、二重まぶたに「えくぼ」のある女の子の生胆を抜くという風聞が広まり、二月、領内を年頃二十四五才の異風体の男が徘徊し始めたため「老若男女一統騒動に及び、女子を召列れ、岩穴に隠し、或は庄屋宅に垣を結び、一同に集まる所

もあり、御境村々のものは、他所に逃散り申し、谷々山々に逃げ、村々共に騒動に及ぶ」パニック状態になったというものである。

翌明暦三年正月十一日の、府内藩家老からの書翰によると、右の騒動で、府内領に走った百姓は、男女一七一人と報告され、彼らは前年十二月二十六日迄には岡領に帰村したという。

「犀角」は、周知の如く著名な漢方薬ではあったが「烏犀田」とどの様な関係にあったかは知り得ない。唯、狐の肝を用いて調合するという烏犀田に関わる面に、気懸りな点がある。

同藩では、元和二年（一六一六）領内桜瀬に扇森狐頭稻荷社を奉祀し、稻荷信仰を普及せしめた。

稻荷大明社は「保食神」・「作神」として、農民の間に篤い信仰を受けていたが、その「神使」は、狐であった。神使としての狐に関しては、古くから関心高いところであり、民俗学でも、すこぶる関心を持たれた動物であった。

「烏犀田騒動」の真相について知り得る史料は遺存しないが、「狐」に係わる部分は「虚説」であり、騒動を大きくしたものと考えられる。推察を逞しくするならば、狐の習性と検地の問題とが関連しているかも知れない。

一般にいわれるように、狐は、人里に比較的近い地域に分布しており、野性の動物の中にあつては、人に馴れ易い動物であつた。一方、検地は既墾地に隣接した荒地開発、谷奥などの「隠田」の摘発にあり、これらの地域は、まさしく狐の好んで住む地域であつた。

「烏犀田調査」に必要な狐の捕獲は、検地政策に反発する農民側の「疑心暗鬼」と結び付き、「虚説」として発展した可能性は少なくない。

『豊岡古談』、「古状留」によると、明暦二年十二月二十日を前後して、「領内の百姓共、無実の風説候」と、他領域に逃散することを禁止しているが、酷しい検地では、四壁や山藪にまで注意が注がれ、それはまさに「狐狩り」とも受け取れる状態ではなかつたのか。ともあれ、

この明暦二年秋の「烏犀田調査騒動」は、明暦の検地の施行と符合して、発生しているところに注目されるのである。

同藩では、翌明暦三年八月、著名な明暦の「郷中法度」が発令されるが、そのか条の中の第八条に、「御領内の百姓、相走り申し候を追い掛け、他領において搦め申すまじく候（下略）」なる一か条が見えてくる。

一七世紀中葉期の各藩藩政確立期には、各藩では、領内農民の永い間の生活慣行を無視した、新施策に起因する領民の地領への逃散事件が続発した。岡藩明暦法度における右のか条は、当時期における世上一般の事態を踏まえ、前年に着手された検地作業にともなう、予測事態を充分に勘案しての内容と考えることは不可能ではあるまい。

翌明暦四年八月一日、年号は改元されて「万治」となつた。この年に注目すべき「菱竿検地」の名称が初めて登場するのである。

史料によると、万治元年中の記述に

一、月日欠、御領内総検地、菱竿を以て改む。酒井寺組千石庄屋、和田忠左衛門重好召出され、竿方頭取仰せ付けらる。

という記事が見える。この和田重好は、先の「烏犀田調査騒動」に際し、「井田筋酒井寺組大庄屋忠左衛門は、全く虚説に有之間、曾て動き申さざる様にと取鎮め、依之騒不申候」という騒動鎮静の手腕を評価された人物である。

「検地之事」によると、菱竿検地については、

菱竿検地ハ、万治より始り、今以此法を用ル。其節迄ハ高七万石余之所、検地ニ而九万石ニ成、貳万石余の打出ニ付、御領分ハ、他邦と違、歩詰りにて、猶余之地無之、究屈ニ有之。扱、検地の仕方ハ、田畑の形チを見すみ、検地するに、角なるハ角竿ニ打能候得共、種々の形あるものにて、角竿ニ見すみ成かたき坪有り、菱竿ハ如何様の形ニ而も打るもの故、自由ニ而委し、菱形の所ハ菱ニ打、角なる所ハ、すみ違ニ割て菱二つにする故（下略）。

と述べ、次いで図によって詳しい原理を示している。

中川氏は、文禄三年、岡に入封すると同時に、領内検地を施行して以来、たびたび内検を行ったらしい事は、右に続く「検地之事」に「御入国にて、其後追々検地被仰付候哉、古帳を見るに種々の検地帳有之」と同時に、「御領内一同ニ検地被仰付候儀ハ、得と不相分」と記し、すでに、藩当局にとつても、『御覽帳細注』の編纂期に、入国初期における検地の実態が不明になっていたことが知られる。

さて、「鳥犀田騒動」と深くかかわると思われる明暦二年の検地は、全く新しい手法による検地であったことは「検地之事」の記事によって明らかである。しかし、これまでこの新しい手法による検地の様子を、具体的に成し得る史料は知られなかった。ところが最近、わずか一点、しかも若干の落丁もあると考えられる新史料が初見されることになり、領内一組に限られるものではあるけれども、万治検地のある程度の概要を知り得る貴重な史料に接する機会を得た。

以下、この初見史料によって、万治の菱竿検地の概要に関して見ることにする。

三

初見史料は、表紙を欠き、先ずこの史料の外題すら判明しない上に、首部は若干の欠失を見ていられない。更に、内部記載の数値には各所に、後代における加筆・訂正部分があり、また、冊子全体として後代の補綴による乱丁の恐れもある。しかし、当史料が若干の欠失部分を持つらしいにせよ、正保・元禄の両郷帳等と比較する時、万治検地の実態を知る上で、極めて貴重な価値を有する点において、異存はない。

先ず、本史料は、先述の如く表紙及び外題を欠失しており、本稿では便宜上、「万治二年柏原組菱竿帳」（以下略して「菱竿帳」と仮題する）。

本「菱竿帳」の性質は、幸いにして完存する奥書き部分の右、柏原組田畠屋敷、改算用、次倉組より念ヲ入仕候得共、少茂相違無御座候、以上。

万治貳年

三月吉日

柏原組千石庄屋

宮内 ㊦

改算用仕ルもの

次倉組千石庄屋

久太郎 ㊦

小鳴兵左衛門 様

青木孫左衛門 様

という、記載から明らかにされよう。

検地は、「我田引水」を避けて、厳正を必要とするところから、柏原組における「改算用」つまり、新旧田畑屋敷の改めは、同組千石庄屋でなく、隣接する次倉組千石庄屋が担当したのであった。小鳴兵左衛門及び青木孫左衛門は、これより先、明暦二年の同藩における「組」の改変（改組）に際し、東組（大野・大分郡）三四か村の郡代、及び西組（直入郡）の三三組の郡代となった小嶋氏及び青木氏に外ならない。

次に「菱竿帳」の記載様式を示す。

（前略）

古田高 四拾貳石五斗六升八合七夕 万治元々高貳斗五升八合三夕

永河成二引了

鳴田村

一、田 菱高 四拾九石九斗貳升壹合

出目高 七石三斗五升貳合三夕

古島高 六拾六石六升三升七合五勺 万治元々六斗三升四合 永川成
二引了

一、島 菱高 百六石七斗五合

同 村

出目高 四拾石六升七合五勺

同 村

古やしき高 六斗五升

一、屋敷 菱高 五石三斗七升三合

出目高 四石七斗貳升三合

古高三口合 百九石八斗五升六合貳勺

三口菱高合 百六拾壹石九斗九升五合

出目高合 五拾貳石壹斗四升貳合八勺

外二 高 四升三合

郷倉やしき 同 村

村によつては、田高および屋敷高皆無の場合もあるが、表記様式は、右の事例のとおりである。

すなわち、各ごとに、先ず、「古田高」「古島高」「古屋敷高」を示し、続けて、それぞれの「菱高」と、「菱高」から「古高」を引いた差額、すなわち「出目高」を記載、最後に「古高」の合計、「菱高」の合計、「出目高」の合計を記載する。

帳末には、組内全村の「惣古高」合計、「惣田島屋敷菱高」合計、および「出目高」の惣合計に続けて、「菱竿ノ田高」以下、「菱竿、島高」「菱竿ノ屋敷」の各総計を出す。そして更に続けて、各村における「総無位島」の総反別を列記している。

以下、この「菱竿帳」に現れる諸種の数値から、万治菱竿検地の一面について概観する。

四

「菱竿」という新手法によつて施行された領内検地では、二万石余の「出目高」を見たと言われ、この数値は、小藩の一藩総石高にも匹敵するものである。右の「出目高は当期の岡領六九組四三六か村（この村数は初期朱印状による）全域の集計であるが、右の各組・各村における個別的明細を知り得る史料は、これまで初見しなかつた。今回初見された史料は、直入郡柏原組一組に限られるものであり、これを以つて、万治菱竿検地の総体を論ずることはできないが、その部分的概要を知ることが可能となる。

近世初期の豊後国内の郷村実況を見る場合に凡用される史料として、正保四年（一六四七）に調製の『豊後国郷帳』（以下『正保郷帳』）がある。この『郷帳』は、同年、幕命に基づき、岡・臼杵両藩の手によつて調製・献進された「豊後一岡絵図」とセットをなすものであり、内容は精度の高いものとして、しばしば利用されるものである。正保四年の『郷帳』の作成以降、国内の郷村石高を明細する目的で、元禄十四年、天保五年にも『郷帳』が作成された。いま、この三帳に見える直入郡柏原組内の村高を一覧すると第一表の如くである。

村高は、厳正な調査に基づけば、その数値には、時代により当然の変化が見られる筈であるが、公式的な大名朱印高の固定化や、『郷帳』の踏襲性から、正保・元禄・天保の三期の数値には、ほとんど変化が見られない。柏原組に限ってみても、わずかに、仲山・河宇田・入佐の三か村においてのみ、正保期と元禄期以降との間に石高の変化をみるのみで、他村はすべて同数値、村数そのものも勿論変化ない。こうした意味では、機械的に調整された郷帳上の数値は、魅力に乏しいものである。

一方、領国を経営する各大名は、自領の経済体制を確立する意図のもとに、独自の領内検地を施行し、厳正な村高をはじめ、総石高の掌

(単位:石)

第一表

元	正保4	元禄14	天保5
村	合計	合計	合計
八屋	21.227	21.2207	21.227
高練木	44.338	44.338	44.338
枳木	26.177	26.177	26.177
叶野	85.601	85.601	85.601
鞭面	58.520	58.520	58.520
尾崎	16.568	16.568	16.568
田代	121.7413	121.741	121.741
舞次	42.699	42.699	42.699
吉野	153.999	153.999	153.999
鴨田	98.720	98.720	98.720
爪作	176.453	176.096	176.096
西福寺	130.1346	130.1346	130.1346
仲畑	31.214	31.214	31.214
大今	84.635	84.635	84.635
下迫	8.900	8.90	8.90
仲山	△ 28.468	168.374	168.347
河宇田	△ 21.163	49.513	49.513
入佐	△ 25.769	25.769	205.769
新藤	40.899	40.899	40.899
陽目	121.886	121.886	121.886
井堀	51.012	51.012	51.012
郷原	37.787	37.787	37.787
宮平	48.588	48.588	48.588
仲原	19.081	19.081	19.081
池原	△ 21.163	27.692	27.692

握に努めようとする。これがいわゆる「内検」であり、この検地によつて得た新しい石高差益は「打出高」「出目高」と呼ばれる。

先述した如く、「菱竿帳」の記載には、「古高」という表記が見える。岡藩におけるこの内検は、万治二年に完了したものであるが、この検地による「古高」は、これより一二年前に公表された正保の「郷帳」の村高を指すものではなく、この数値は、全く別の基準に依っていることは、重要な問題となる。

まず、その実態を理解するために、「郷帳」に見える村高と、「菱竿帳」にいう「古高」との関係をも第二表一覽する。

(単位:石)

第二表

村	田高	畑高	屋敷高	合計	古高	増減
八屋	0	21.227	0	21.227	> 9.904	(-) 11.323
高練木	0	44.338	0	44.338	-	(-) 44.338
枳木	0	26.177	0	26.177	> 24.6421	(-) 1.5349
叶野	0	85.601	0	85.601	> 84.5575	(-) 1.0435
鞭面	1.738	56.782	0	58.520	> 58.424	(-) 0.096
尾崎	2.430	14.138	0	16.568	< 21.9363	(+) 5.3683
田代	39.9033	81.838	0	121.7413	> 121.4985	(-) 0.2428
舞次	12.408	30.291	0	42.699	> 41.850	(-) 0.849
吉野	35.684	118.315	0	153.999	(94.405)	147.55 6.449
(上吉野)	-	-	-	-	16.652	
(仲吉野)	-	-	-	-	35.493	
鴨田	31.004	67.716	0	98.720	< 109.8562	(+) 11.1362
爪作	6.198	170.255	0	176.453	> 68.4526	(-) 108.0004
西福寺	15.4253	114.7893	0	130.1346	> 83.090	(-) 47.0446
仲畑	8.108	23.106	0	31.214	> 30.716	(-) 0.498
大今	13.184	71.451	0	84.635	48.425	36.21
(小今)	-	-	-	-	26.6058	
下迫	0	8.900	0	8.900	> 8.8715	(-) 0.0285
仲山	0	28.468	0	28.468	< 28.6725	(+) 0.2045
河宇田	0	21.163	0	21.163	< 45.5727	(+) 24.4097
入佐	0	25.769	0	25.769	< 34.006	(+) 8.237
新藤	9.834	31.065	0	40.899	-	(-) 40.899
陽目	31.726	90.165	0	121.886	< (138.4843)	(+) 16.5983
井堀	2.00	49.012	0	51.012	> 26.0404	(-) 24.9716
郷原	5.178	32.609	0	37.787	< 42.579	(+) 4.792
宮平	4.409	44.179	0	48.588	< 49.1698	(+) 0.5818
仲原	0	19.081	0	19.081	-	(-) 19.081
池原	0	21.163	0	21.163	< 22.002	(+) 0.839

表中、()の村名は、『郷帳』には見えず、『菱竿帳』にはじめて登場するものであり、この種、新しく見える村は、他にあるが、表では、村名から吉野の分村と考えられる上・仲吉野村、大今と関連あると考えらるる小今村の計三か村のみを加えた。表によると、『郷帳』高と「古高」との比較では、前者が後者を上廻る村数は一か村(吉野三村、大今・小今を加え一三か村)逆に、後者が前者を上廻るもの九か村、『郷帳』に見え、『古高』が皆無となる村三か村となる。『郷帳』高と「古高」の数値には、石単位まで合致するもの鞭面村以下三か村のほか、比較的近似する村も少なくないが、反面、村高の差額の極めて大きいものも多く、完全に一致するものは皆無となる。その詳細は、表示される如くである。

「菱竿帳」にいうこの「古高」は、その表記と内容を考えて、菱竿検地作業に着手された明暦三年以降、万治元年時点の数値と考えられる。内検の目的は、独自の検地により、従前の公式の数値にかかわりなく新しい村高基準を創出するものであり、この「古高」と、作業によって算出された石高との差額こそ、内検が目的とする真の石高となるのである。

次に、正保の『郷帳』高と、万治の菱竿検地の更に詳しい内容比較を試みたのが、第三表である。

第三表

(単位:石)

郷	村	正 保 4 年 (1647)				万 治 2 年 (1659)			
		田 高	畑 高	屋敷高	合 計	田 高	畑 高	屋敷高	合 計
柏原	八 屋	0	21.227	0	21.227	0	22.332	0.737	23.069
"	高 練	0	44.338	0	44.338	—	—	—	—
"	枳 木	0	26.177	0	26.177	0	56.535	0	56.535
"	叶 野	0	85.601	0	85.601	0	137.397	3.346	140.734
"	鞭 面	1.738	56.782	0	58.520	5.455	117.746	2.947	126.148
"	尾 崎	2.430	14.138	0	16.568	6.286	21.006	0.386	27.618
"	田 代	39.0033	81.838	0	121.7413	48.2680	126.8650	4.840	179.97
"	舞 次	12.408	30.291	0	42.699	14.948	36.125	0.616	51.689
"	吉 野	35.684	118.315	0	153.999	—	—	—	—
"	(上吉野)	—	—	—	—	4.258	23.137	0	27.395
"	(仲吉野)	—	—	—	—	0	37.546	0.713	38.259
"	鴨 田	31.004	67.716	0	98.720	49.9210	106.705	5.373	161.999
"	爪 作	6.198	170.255	0	176.453	6.493	119.05	3.361	128.903
"	西福寺	15.4253	114.793	0	130.1346	19.107	90.952	1.10	111.159
"	仲 畑	8.108	23.106	0	31.214	9.077	(-)21.1929	0.783	31.789
"	大 今	63.184	71.451	0	84.635	(-)13.682	55.139	0.766	69.597
"	(小 今)	—	—	—	—	0	36.676	0.686	36.362
"	下 迫	0	8.900	0	8.900	0	19.163	0	19.163
"	仲 山	0	28.468	0	28.468	0	83.076	0.82	84.526
"	河 宇	0	21.163	0	21.163	0	101.815	1.336	103.151
"	入 佐	0	25.769	0	25.769	0	59.001	1.317	60.318
"	新 藤	9.834	31.065	0	40.899	—	—	—	—
"	陽 目	31.726	90.165	0	121.886	59.5570	151.2630	7.243	218.063
"	井 堀	2.00	49.012	0	51.012	3.691	—	—	—
"	郷 原	5.128	32.609	0	37.787	14.856	—	—	—
"	官 平	4.409	44.179	0	48.588	6.703	41.43	0.9	32.234
"	仲 原	0	19.081	0	19.081	—	—	—	—
"	池 原	0	21.163	0	21.163	0	21.646	0.356	—

表で明示される大きな問題点は、先述のごとく若干の村の消失と初見の外、菱竿検地で、はじめて「屋敷高」が算出されていることである。

『郷帳』に見えた高練木・吉野の二村のうち、高練木村は、完全に村名を消し、「吉野村」は、その名自体は消えるが、代って上吉野・仲吉野及び下吉野（次表）として現れる。万治二年の検地、つまり菱竿検地では、田高・畑高は、そのほとんど村において、打出しとなり、わずかに田高において大今村、畑高にあつて仲畑村の二か村のみが、減高となっている。このうち、大今村は、小今村という分村らしい村が初見するもの、この小今村では、田高は皆無となつており、大今村の『郷帳』に見える六三石余の田高と、万治の一三石六斗余の差額の行方は不明となる。

こうした関係を、更に詳しく注目するために、下に「菱竿検地」に係わる全数値を第四表に示す。

「菱竿帳」及び正保・元禄・天保の三種の郷帳を柏原組内各村の配列の順序から見ると、正保の『郷帳』と「菱竿帳」とでは大きく相異、「菱竿帳」と元禄郷帳も、また符合しないが、元禄・天保の二帳は完全に合致し、更に二帳に見える村高も、ほぼ完全に一致する。一方、正保郷帳の村順序は、他の二帳と異なるもの、村高はほぼ一致する故、三帳の踏襲性は確実に証され、「菱竿帳」のみが、まさに「内検帳」の実を体することになる。

「菱竿帳」では、「郷帳」の地原を千原、鞭面を佛面と表示し、高練木・仲原・吉野の三か村が村名を消す。一方、「菱竿帳」には新しく市俵野・宮園・原口・東福寺・柿木・矢所・橘木・小今の八か村及び上吉野・仲吉野・下吉野の村名が登場する。

吉野三か村及び小今村とは、先述の如く『郷帳』の吉野及び大今村の分割・分村（支村）と考えられるが、史料的にその関係は明らかになし得ない。

(単位：石)

(万治2年)		出 目 高			
屋敷高	合計	田 高	畑 高	屋敷高	合計
1.336	101.151	0	56.2423	1.336	(87.8783)
0.82	84.526	0	55.335	0.82	56.155
0	56.535	0	32.108	1.481	33.589
0.843	38.908	0	20.522	8.43	28.952
1.113	22.961	0	0.202	0.757	0.959
0.287	9.101	0	0.814	0.157	0.971
3.346	140.743	0	53.3995	2.786	56.1855
0.737	23.069	0	12.489	0.677	13.166
2.947	126.148	1.143	63.992	2.588	(67.723)
5.373	161.999	7.3523	40.0675	4.723	52.1428
7.243	218.063	12.5161	62.9329	4.1297	(79.5787)
4.840	179.97	7.4989	47.3926	3.580	58.4715
0.90	63.495	1.645	12.0802	0.60	14.3252
0.927	32.234	1.105	4.1506	0.927	(8.1828)
0.206	23.321	0	(3.8848)	0.206	(4.2105)
2.516	130.829	6.588	26.610	2.226	35.424
0	19.163	0	10.2915	0	10.2915
0.776	69.597	0.378	20.877	0.67	(21.138)
0	27.395	1.356	9.387	0	10.743
1.10	111.159	3.631	23.6464	0.791	(28.6884)
0.783	(31.0529)	1.376	(-1.381)	0.783	(6.9773)
0.386	27.618	0.4592	5.0495	0.233	5.7417
0.616	51.689	(1.3376)	(2.332)	0.356	(3.332)
0.686	36.362	0	10.2032	0.553	10.7562
0.713	38.259	0	2.133	0.633	2.766
1.20	52.811	0	14.008	0.899	(21.322)
3.361	(128.904)	1.805	55.3164	3.329	(66.1214)
1.07	45.537	0	16.7677	1.07	17.8377
1.317	60.318	0	24.171	1.141	(28.312)
0.84	57.126	(3.9021)	10.176	0.54	(14.917)

さて、「菱竿帳」に記載される「古高」（表では内検前村高）・菱竿高・出目高を一覧したものが、下の表であるが、三三か村中、矢所・楠木二村に関しては、本文の記事が残欠となるため、三種の数値は明らかではなく、帳末の「無位畠高」を一覧する部分から村名のみを採った。

(1) 田高

『正保郷帳』で田高皆無とされた河宇田村以下八か村は、「古高」においても皆無、これは菱竿による検地に際しても、出高は皆無であった。これら諸村は、地理的に、水田の展開する可能性は全くなかったのである。

「古検」と菱竿検地との結果に見る比率は、全村平均で一・二六倍の増加を示している。これらのうち、最も比率の高い村は上吉野の一・四七倍、続いて井堀村の一・四二倍となる。田高において、「古高」を下廻る村は皆無となる。上吉野・井堀両村におけるこの比率の高さも、田高の実質的増加は、ともに二石を超すものではなく、実質高で、最も大きい増加を見たのは、陽目村の一・二五斗余のみであった。このことは、当組内諸村においては、水利的条件において、田方の経営は、すでに限界に達していたことを思わせるものである。

(2) 畑高

柏原組において、村高の主要部分を占めたのは畑高であった。『正保郷帳』には田方皆無とあっても、畑高の見えない村はなく、当組が、畑作地帯としての特質を示している。

畑高では、「古検」に対して菱竿検地の結果、村平均で一・六二倍の増加を示し、この数値は、田高の平均一・二六倍に比して、平均値としては、極めて高いものである。

菱竿高が、「古高」の倍を超す村は七か村を数え、その最高は、仲山村の二・九倍。この村では、「古高」二八石六斗余に対して検地の結果

第四表

村	内 検 前 村 高				内 検	
	田 高	畑 高	屋 敷 高	合 計	田 高	畑 高
河 宇 田	0	45.5727	0	45.5727	0	101.815
仲 山	0	28.6725	0	28.6725	0	83.076
枳 木	0	24.4261	0.216	24.6421	0	56.535
市 依 野	0	17.543	0.093	17.636	0	38.065
千 原	0	81.646	0.356	22.002	0	21.848
宮 園	0	8.000	0.130	8.130	0	8.814
叶 野	0	83.9975	0.56	84.5575	0	137.397
八 屋	0	9.844	0.06	9.904	0	22.332
佛 面	4.312	53.753	0.359	58.424	5.455	117.746
鴨 田	42.5687	66.6375	0.65	109.8562	49.9210	106.705
陽 目	47.0409	88.3301	3.1133	(138.4843)	59.5570	151.2630
田 代	40.7661	79.4724	1.260	121.4985	48.2650	126.8650
宮 ノ 原	5.058	43.8118	0.30	49.1698	6.703	55.8920
井 堀	2.586	23.4654	0	(26.0404)	3.691	27.616
原 口	0	18.1105	0	(18.1105)	0	23.1150
下 吉 野	27.01	68.105	0.29	95.405	33.598	94.715
下 迫	0	8.8715	0	8.8715	0	19.163
大 今	14.06	34.262	0.106	(48.428)	13.682	55.139
上 吉 野	2.902	13.750	0	16.652	4.258	23.137
西 福 寺	15.476	67.3056	0.309	(83.0906)	19.107	90.952
仲 畑	7.701	23.074	0	(30.775)	9.077	21.1929
尾 崎	5.8268	15.9565	0.153	21.9363	6.286	21.006
舞 次 今	13.3961	28.19	0.26	(41.847)	14.948	36.125
小 今	0	(26.4728)	0.133	26.6058	0	36.676
仲 吉 野	0	35.413	0.08	35.493	0	37.546
東 福 寺	0	37.603	0.301	37.904	0	51.611
爪 作	4.688	63.7336	0.031	68.4526	6.493	119.05
柿 木	0	27.6993	0	27.6993	0	44.467
入 佐	0	34.83	0.176	(35.006)	0	59.001
郷 ノ 原	10.9539	31.254	0.30	(42.508)	14.856	41.43
楠 木				80.8917		
矢 所						

では八三石余となる。菱竿高が「古高」を下廻るいわゆる「引込高」を見る村としては、仲畑村一か村のみが見られるが、この村の畑高に關しては、「菱竿帳」には、「古高」の項に、「高、六斗三升、河宇田村分入、万治元高八升壹合、永崩二引」と見え、河宇田村の項にも、事實、「六斗三升、仲畑村二八分引」とあり、両村の記事は符号する。こうした算用及び表記から考えても、当村における畑高の減少理由は説明できず、いわば、この菱竿の検地が厳正を極めた結果と考えざるを得ない。

(3) 屋敷高

『正保郷帳』には見えなかつた屋敷高が、「古検」ではじめて登場する。この「古検」で屋敷高の皆無となる村は、河宇田・仲山・井堀・原口・下迫・上吉野・仲畑・柿木の八か村のみ。尤も原口・上吉野は新登場の村として、理解できるが、古村らしい井堀村の皆無の理由は説明出来かねる。この屋敷高は、各村とも極めて微細であり、石台に到達する村は、陽目村三石余、田代村の一石余の二か村にすぎない。しかし、この数値は、如何にあらうとも、この検地で、はじめて屋敷高が丈量されたことの意義は大きいものである。

(4) 出目高

内検の目的は、各藩が独自の領内検地を施行し、耕地や屋敷地の丈量によって、正確な石高を掌握、貢租の基礎資料とすることにある。

岡藩における注目すべき菱竿検地では、柏原組においても、多額な出目高を見た。「菱竿帳」によると、同組内の「古高」は、一、五六三石余であつたものが、この内検の結果、田畑屋敷総計で、二、五七二石八斗三合となり、出目目は、一〇九石二斗余を算出した。この数値は、「古検」高にその七割の新石高を加算するものであつた。この「出目高」の詳細について検討する郷帳を持たないので、ここでは、「古検」

に対する菱竿高との比率のみについて見ると、仲山村の如きは実に二・九四倍の出目高となり、出目高の平均は一・六倍となる。領内六九組及び、その組内各村の、出目高比率は、様々な条件によつて異なることは当然であらうが、この出目高を柏原組に限つて『正保郷帳』に對比してみよう。

『正保郷帳』によると、同組内の正式な石高は、二、〇二二石四斗三升四合九勺とされるから、菱竿検地による出目高の五四九石余、約五五〇石に達し、その出目高率は二割七分となる。

この比率を、当期の同藩七万石の朱印高に乗じた場合、その出目高は、一万八九〇〇石と算出される。

『御覽帳細注』には「其節迄ハ、高七万石之所、検地ニテ九万石余ニ成、式万石余の打出」という記述は、あながち不当なものとはならないのである。

五

岡藩における万治検地にかかわる具体的史料は、極めて少なく、管見の範囲では、ここに紹介した検地帳一点に限られる。この史料の稀少性を補ひ、万治検地の実態を解くには、比較的多く散見する元文期の内検帳の分析が考えられる。いずれにしても、幕藩体制下の藩の実体を知るためには、「裏帳簿」的性格を有する内検帳の微細に亘る分析が不可欠な作業となることは疑いない。

〔注〕

(1) 後藤重巳「藩政成立期における二三の問題について」『別府大学

紀要』第二二号

(2・3) 『岡郡古談』「御覽帳細注」付録 竹田市図書館所蔵

(4) 北村清七編『中川史料集』

- (5) 田垣家所蔵文書、表紙を欠くため「万治二年柏原組菱筆帳」と仮称
- (6) 大分県地方史研究会『豊後回郷帳』(1)(下)